

安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」）定款第4条に定める本会の事業として創設された安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援事業（以下「本事業」という）における安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援金（以下「支援金」という）の交付に関して必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(元本)

第2条 安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援事業（以下「本事業」という）の運営等に適用される資金は、本事業創設に当たって取り交わされた寄付金の受領に関する覚書（以下「覚書」という）第3条に基づく寄附金とする。

(対象分野)

第3条 支援金の交付対象分野は、化学に関わる分野、主として有機化学とする。

(交付総額及び支援額)

第4条 支援金の交付総額は15,000,000円とし、同金額に達した年度をもって、本事業の運営は終了とする。ただし、本事業への追加支援があった場合にはその限りではない。

2 支援額は、1件当たり1,000,000円を上限とする。

3 支援する件数の上限は、特に定めない。

(募集方法)

第5条 支援金の申請者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

2 申請者は、別途定める申請書を作成し、本会に提出しなければならない。

3 申請者は、原則として、別途定められた期間に申請を行うものとする。

ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、その限りでない。

(申請者の要件)

第6条 申請者は以下の要件を全て満たしている者であること。

(a) 本会の会員である者。

(b) 日本の大学若しくは大学院（以下「大学等」）に所属している者又は日本の大学等を卒業して米国の公認された大学等に在籍している者若しくは入学が決定している者。

(c) 日本国籍を有する者。

(d) 主に有機化学を学んでいる者。

(使途)

第7条 支援金の使途は、渡航費や滞在費等の留学に当たって必要とされる経費を対象とする。

(選考等)

第8条 本会の研究交流部門内に安田修祥・裕美子若手化学者留学支援委員会（以下「委員会」という）を設置し、申請者から提出された所定の申請書の内容に基づき、支援対象者の選考を行う。

2 支援金の交付決定通知は、支援対象者に対し、本会から通知する。なお、通知の方法は書面の郵送又は書面をPDF化したものを電子メールにて送付する等の電磁的方法によるものとする。

(支援金の交付)

第9条 支援対象者は、支援金の交付決定通知を受けたときは、速やかに請書を本会に提出しなければならない。

2 前項に規定する請書を支援対象者から受領した後、支援金を交付する。

3 支援金は、銀行振込により一括交付する。

(申請内容の変更)

第10条 支援対象者は、支援金交付の決定を受けた後に、申請内容に大幅な変更を行うときは、速やかに本会に通知し、委員会の判断を仰ぐこととする。

(報告)

第11条 支援対象者は、別途、留学実施報告書（以下報告書という）を、支援金交付日から1年以内に、本会に提出しなければならない。

2 報告書の内容は、我が国の化学分野研究の発展や本事業の更なる普及のため、本会のホームページや機関誌等で広く公開することができる。

3 支援対象者は、報告書提出後、その後の研究活動等についてイベントでの発表や機関誌への寄稿等、本会が主催する活動への協力依頼があった際には、特段の事情がない限りこれを受けるものとする。

4 支援対象者が留学期間中の研究成果を発表する場合は、本事業により支援金を受けたことを必ず表示しなければならない。支援金の表示は、「安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援金 / Nobuyoshi & Yumiko Yasuda Memorial Scholarship of The Chemical Society of Japan」とする。

5 報告書の収支報告に記載した内容の証書類は支援金交付日から2年間、保管しなければならない。

(事務費用)

第12条 本事業の必要な経費及び管理費は、安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援事業積立資産規程（以下「積立資産規定」という）第4条に定める運用益を充てるものとする。

2 積立資産規程第4条に定める運用益は、積立資産規程第5条に基づき本事業の事務費用に充てることができる。

(監査)

第13条 委員会は、必要に応じて、支援対象者に対して、報告書の収支報告の内容について報告を求め、監査することができる。

(支援金の決定の取消、中止、及び返還)

第14条 支援対象者が次の各号のいずれかに該当したとき又はその事実が判明したときは、本会は、支援金の交付決定を取り消し、交付を中止し、支援対象者に対してすでに交付した支援金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申し出又は報告を行ったとき。

(2) 対象となる留学が中止になったとき。

(3) その他「日本化学会会員行動規範」及び「行動の指針」に反する行為が認められたとき。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

(改 廃)

第 16 条 この要領の改廃は、委員会委員長の発議により、研究交流部門長が決定する。

(2026 年 2 月 2 日 研究交流部門長 制定)